



▶京都市からのお知らせ

京都市におけるDV相談窓口の御案内

京都市では、DV被害者等の支援のため、様々な相談窓口を開設しています。

京都市DV相談支援センター

京都市ドメスティック・バイオレンス (DV) 相談支援センターでは、配偶者や恋人から暴力を受けている女性のための相談窓口を開設しています。相談から被害者の自立生活の促進まで、女性のDV被害者への切れ目のない支援に重点的に取り組んでいます。

- 相談受付時間 月～土曜 (日曜・祝日・年末年始を除く) 9:00～17:15
- 相談電話番号 ☎075-874-4971
- 緊急ホットライン ☎075-874-7051 (相談受付時間外はこちらの電話番号へ)

ウイングス京都 専門相談「女性への暴力相談」

京都市男女共同参画センター「ウイングス京都」において、一般相談や専門相談「女性への暴力相談」を実施し、DV被害者の相談への対応・支援に取り組んでいます。

- 相談受付時間 月・木・金・土曜 11:00～18:30 (受付は18:00まで) 火曜 11:00～20:00 (受付は19:30まで)
- 相談予約専用電話番号 ☎075-212-7830

男性のためのDV電話相談

DVに悩む男性被害者や加害者の相談に対して、平成25年4月から、「男性のためのDV電話相談」専用窓口を開設しています。「暴力をやめたい。」「友人との交際を制限されて辛い」などのお悩みに男性相談員がお応えします。

- 相談受付時間 毎月第2・第4火曜日 (祝日及び年末年始を除く) 19:00～21:00 (受付は20:30まで)
- 相談電話番号 ☎075-277-1326

▶京都市男女共同参画センター ウイングス京都からのお知らせ



図書情報室の御案内

◇子どもとDVブックリスト

ウイングス京都図書情報室は、男女共同参画社会の実現を応援する図書室で、どなたでも気軽に御利用いただけます。DV家庭に育つ子どもについて考える資料や図書も所蔵しています。その一部をご紹介します。

お問い合わせ 図書情報室 ☎075-212-0606

◆DV家庭に育つ子どもについて考える



「DV・虐待にさらされた子どものトラウマを癒す〜お母さんと支援者のためのガイド」ランティ・バンクロフト著 46 / バ



「シェルターから考えるドメスティック・バイオレンス〜被害女性と子どもの自立支援のために」かながわ女のスペースみずら編 74 / カ



「DV被害親子のための心理教育ワークブック」子ども未来財団出版 74 / テ

<発行>

京都市文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺町 488
TEL : 075-222-3091 FAX : 075-222-3223
http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-1-2-0-0_1.html

<企画・編集>

公益財団法人 京都市男女共同参画推進協会
〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262
TEL : 075-212-7490 FAX : 075-212-7460
<http://www.wings-kyoto.jp>



男女共同参画通信

October.2013
©Kyoto City

Vol. 35

DV家庭にいる子どもと、本当に大切なこと。

子どもの就学や保育所に関すること(離れて生活を始めるにあたっての困難)

34.1



DV家庭にいる子どもと、本当に大切なこと。

配偶者や恋人など親密な関係の男女間で起こる暴力ドメスティックバイオレンス(DV)。この言葉、最近をよく聞かれるようになりました。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」においては、DV被害者を女性に限定していません。しかし現実には、被害者の多くを女性が占めており、女性の人権を著しく侵害する重大な暴力となっています。その背景には、男女間の経済格差や、女性は男性に従うものといった社会通念など、個人の力では対応できない社会的な問題を含んでおり、このため、DVの多くは、男性の持つパワー(経済力・社会的地位など)によって、被害者である女性をコントロールする暴力という構図となっています。男女が共にいきいきと暮らす社会の実現のために、女性への暴力を根絶することは、国際的にも重要な課題のひとつです。

では、このDVと呼ばれる暴力には、どのようなものが含まれるかご存じですか？殴る蹴る、暴言を吐く、などはイメージすることも容易ですが、DVには、このほかにも多くのかたちの暴力があります。生活費を渡さない、仕事をさせないなどの経済的なもの。また、家族

や友人との関係を絶つ、外出させないなどの社会的なもの。そしてもう一つ、子どもを巻き込んだ暴力があります。

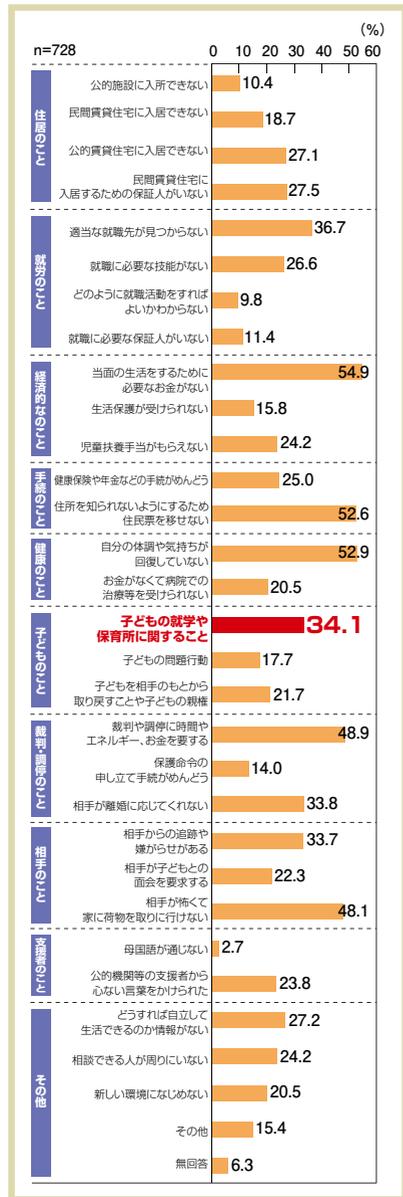
直接、子どもに暴力をふるうことはもちろん、子どもに見ている前で、一方の親が他方の親に暴力をふるうことも子どもを巻き込む暴力にあたります。平成16年に改正された児童虐待防止法では、子どもにDVを目撃させることは児童虐待であると定義されています。京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」相談室にも、DVに関わる相談が多く寄せられており、そのうち10%(平成24年度)が子どもを巻き込んだ暴力に関する相談でした。

では、当事者である子どもは、いったいどのような状況に置かれているのでしょうか。例えば母親が被害者の場合、子どもを巻き込んだ暴力には、子どもが母親と一緒に被害を受けるケース以外にも、父親が、母親を脅したりコントロールする手段として子どもへの暴力を利用することもあり、DVの渦中にある時は、必死で母親を守る行動に出たり、父親を怒らせないように大人顔負けの配慮をする子どももいます。そして母親が父親と離れ、安心できる環境になったとたんに、今まで張りつめていた

緊張が途切れ、これまでの間に父親の暴力におびえたり、あるいは反対に暴力を学習したりしていますので、子どもがそれまでにはなかった問題行動を起こすこともよく見受けられます。父親の暴力を模倣し、母親に対してまるでDVの再現のような言動・行動をとるケース、あるいは、不登校や家庭内暴力、非行に走る場合もあります。

このように、DV家庭に育つ子どもに及ぶ精神的、身体的な影響は計り知れません。たとえ親の立場からは、「子どもにはDVを見せていない。」と考えていても、子どもは家庭内の出来事を敏感に感じ取り、家庭の様子を察知しています。子どもにとって、DV家庭に暮らすことは、決して望ましい状況ではありません。

離れて生活を始めるにあたっての困難



(備考) 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」(2013年)より「配偶者からの暴力の被害者の自立支援に関する調査結果」(2007年)より作成。

そのため、この状況から抜け出したいと思っている母親は多いことでしょう。でも、「子どもが卒業するまでこの環境を維持しなければいけない」「学校を変えてはいけない」「子どもには両親が揃っていないければ」という考えに縛られていたり、あるいは、「子どもがいるのに逃げるなんて思いつかなかった」と考える方もいるのです。2007年の内閣府「配偶者からの暴力の被害者の自立支援に関する調査」によると、父親と離れて生活を始めるにあたっての困難について、子どもの就学や保育所に関することをあげることが34.1%ありました。多くの方は暴力の渦中で疲弊し、また、自分の中にある子どもの環境への思い込みや社会的な慣習によって、身動きがとれなくなっているのです。逃げたくても、「いや、子どもが卒業するまでは…」「成人するまでは…」「結婚するまでは…。」と期限を作って、別れないという選択をしたり、周りの人からそうアドバイスされたりする場合もあるでしょう。しかし、良かれと思つて設けた期限の間にも、子どもへの影響は続いていくのです。暴力の渦中にありながら学校や家庭の環境を今のまま続けることと、子どもを心身に傷を残さないように行動すること。どちらが本当に必要なことを考えていくことはとても大切です。決断に迷うときは、相談機関も上手に利用しましょう。普段から、一人ひとりが、そして社会全体がDV家庭に育つ子どもに対して関心を持ち、子どものために選択できることは何か、本当に守らなければならないものは何なのか、見極める力を養っていききたいですね。



子どもの就学や保育所に関すること (離れて生活を始めるにあたっての困難)
内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」(2013年)より
「配偶者からの暴力の被害者の自立支援に関する調査結果」(2007年)